

ケイマン諸島のファンド-インドの資本市場参入への門口

2009年10月

ケイマン諸島を本拠地とする投資ファンドは、インドの資本市場への投資に関して長いこと困難に直面してきましたが、2009年6月10日にケイマン諸島金融管理局(CIMA)が証券監督者国際機構(IOSCO)の通常メンバー(すなわち正規のメンバー)として加盟した結果、対インド投資の障害撤去に大きな進展がありました。

その背景には1998年にIOSCOの「証券規制のための目的と原則」が様々な証券、先物取引市場に加盟している監査機関によって承認され、一般に証券監督機関から証券規制の健全なる原則、実務のための国際基準の要とみなされていることがあげられます。現在IOSCOの加盟者は世界の大部分の証券市場を統制しています

インド市場にアクセスするには、投資ファンドは国外機関投資家(FII)としてインド証券取引委員会(SEBI)に登録しなければなりません。かつてケイマン諸島金融管理局はIOSCOに加盟していなかったため、ケイマン諸島のファンドを国外機関投資家として登録を許可するに先立ち、インド証券取引委員会は広範囲にわたる精査と調査を頻繁に要求しました。その結果、これまで少数のケイマンファンドのみしかインド証券取引委員会に登録されませんでした。ケイマン諸島金融管理局のIOSCOへの加盟はケイマンファンドにとって有益な変化をもたらすものと思われる。

IOSCOへの加入は願ってもないタイミングです。新興市場が流動資産の呼び込みにしるぎを削る中、ケイマン諸島金融管理局登録の9千を超える投資ファンド、投資家からの折り紙つきの業績、優秀かつ洗練されたサービス基盤などがインドとインド市場へのアクセスを望む投資家にとって大いに役立つでしょう。

一つ残っている課題は今のところケイマン諸島がインドとの租税条約を結んでいないことです。他方でモーリシャスは有益な二重課税協定(モーリシャス・インド二重課税回避協定)ゆえに長期にわたってインドへの投資の優先管轄区であり続け、インドへの海外直接投資額の約44%に貢献するに至ったのです。

非課税条約管轄区からの投資ファンドはインド投資のためにモーリシャスに全額出資の子会社を作るなどのストラクチャーを構築してきました。通常、このストラクチャーはケイマン諸島(もしくは他の非課税条約のない管轄区)の投資ファンドにインド証券取引委員会への国外機関投資家としての登録を要します。モーリシャスにある子会社ファンドは国外機関投資家のサブアカウントとしてインド証券取引委員会に登録され、そこを経由してインドへの直接投資を許可されることとなります。

モーリシャスのファンドはモーリシャスに税金対策として居住するための国際事業企業(カテゴリー1)として設立されます。モーリシャスの税法上居住者としてこのファンドには収益に対して一律15%が課税されます。ただし右に対してモーリシャス国外で得た収益に関し、

外国税額控除の申し立てができるため、結果的としてほとんどの場合、実効税率は0～3%に収まります。税法上居住者の国際事業企業として、ファンドはモーリシャス・インド二重課税回避協定を含むモーリシャスの多くの租税条約の恩恵を享受できます。

モーリシャス・インド二重課税回避協定のもとでは、当該ファンドがインドの永久居住者ではない場合に関し、インドの株式売却から得たキャピタルゲインはインド国内では非課税ですが、モーリシャスでは課税対象となります。しかしながらモーリシャスはキャピタルゲイン税を居住者に課していないため、この利益は最終的には非課税となります。さらにファンドの出資者にはファンドから支払われる配当金、売却代金に対する源泉徴収税は課されません。

*この記事は法律上の助言や、法律専門家の意見に代わるものではありません。
広義の語彙のみを用い、概要と一般的な情報の提供を意図するものです。*

コンヤース デイル&ピアマンについて

コンヤース デイル ピアマンはケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ、モーリシャスの法律についてのアドバイスを提供する複数の管轄を持つ法律事務所であり、会社法、商法、商業訴訟および個人顧客の案件を専門としています。コンヤースの戦略、文化、専門的知識が一貫した対応の良さ、タイムリーかつ顧客への直接的サービスを可能としてきました。コンヤースはオフィスを置く世界の金融先端の中心地、ヨーロッパ、アジア、中近東、南アメリカを含む、戦略的グローバルな立地条件より高度な法律アドバイスを顧客に提供しています。1928年に設立、コンヤースは150余名の弁護士を含む600名のスタッフで構成されています。系列会社(コーダン)は信託、秘書代行サービス、会計業務および管理業務サービスにまで渡るサービスを提供しています。

コンヤース デイル&ピアマンは「ザ ロイヤー」で2009年度のオフショア法律事務所選ばれました。

さらに詳しい情報は以下までご連絡ください。

コンヤース デイル&ピアマン

2901 One Exchange Square

8 Connaught Place, Central

Hong Kong

電話: (852) 2524 7106

FAX: (852) 2845 9268 または (852) 2596 0418

メールアドレス: hongkong@conyersdillandpearman.com

ホームページ: www.conyersdillandpearman.com